第一条、買収手当二十五万円ニ対スル件、

一、買収手当二十五万円ノ金額ヲ支給スル下

但シ此支給セル者ハ課長以下トス、

二、配当方法トシテハ年功ニ依ツテ月割ニ配当スル下、

三、手当支給セラルヽ現業員ハ各保安階級等ニヨル標準

賴ヲ詳細ニ明示スヽシ

第二条、勤続年功ニ対スル退職手当ノ件、

一般現業員ノ勤続年功ニ対スル退職手当ハ巻年以上ノ者ニ

対シテハ給與規定如其ヲ支給スルヽ勿論三年未満ノ者ト能ス

手当ノ者ニ準シテ支給スヽシ

第三条、共済会積立金保証金ニ関スル件

共済会積立金保証金ハ即時返還スヽシ

第四条、年末賞ノ件

昭和二年第三条未賞ハ月収ノ一ヶ月分以上ヲ例年ノ日時迄ニ給

與スヽシ

第五条、定期昇級件

昭和二年度十月二十一日付定期昇級ハ例年ノ通リ支給スヽシ

第六条、前条各諸令ハ十月廿日正午迄ニ交付スヽシ

九個条書ノ以テ要求ヲ

昭和二年十月二十一日

現業員一同